

補助金調書

補助金名	技能振興事業補助金				担当課 (連絡先)	経済観光文化局中小企業振興部 地域産業支援課 (TEL 441-3303)
交付先	団体	一般社団法人福岡市技能職団体連合会			区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	福岡市内では唯一の異業種間が連携・協力した技能職者団体であり、補助目的に定める「本市の技能職者の技能向上及び社会的、経済的地位の向上に多大な役割を果たす」に該当する唯一の団体であるため。					
補助開始年度	3	年度	経過年数	28	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>目的:本市の技能職者の技能の向上及び社会的、経済的地位の向上に貢献する事業を実施する団体に対して、補助金を交付することにより、本市技能職者の福祉の向上、技能奨励及び産業の振興を図ること。</p> <p>対象事業:(1) 技能職者・団体への情報提供 (2) 技能の啓発・伝承 事業 (3) 後継者の発掘事業 (4) 新事業展開、販路開拓の支援 (5) 他都市 技能職団体との意見交換 (6) 広報活動 (7) その他目的達成に必要な事業</p>					
補助金の終期	32	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	本制度は、本市技能職者の技能及び社会的、経済的地位の向上を図ることにより、福岡市の産業及び地域社会の発展に寄与することを目的として開始された。本制度による事業実施を通して技能の振興を図り、市民や子ども達にもものづくりの大切さを伝え、本市の誇るべき技能・技術を次世代に継承することは、本市産業の振興に寄与するものであることから、その必要性・公共性は非常に高く、また、現在までの事業実施により、一定の効果が見られる。その一方で、近年、技能の分野において後継者不足や技術の継承などの課題は顕在化しており、事業目的が十分に達成されたとは言えない状況である。そのような状況の中、団体においては、さらなる課題解決に向けて、体験事業、表彰事業、製品開発事業及び展示会事業等、積極的な事業実施に努めており、当該事業に対して補助を行うことは、高い効果が期待できるため、継続を可としたもの。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>対象経費: (1) 事業運営に係る経費 人件費、諸謝金、委託料、借損料、会場借上料、設備使用料、旅費、通信費及び諸経費 (2) 印刷、広報宣伝に係る経費 印刷費、委託料及び諸経費 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費</p> <p>算定方法:上記経費の総額につき、予算の範囲内で市長が決定し交付する。</p>				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	6,450 千円	6,450 千円	7,380 千円	7,380 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・技能奨励賞表彰式の実施 ・技能フェスティバルの実施 ・「ものづくり体験講座」の実施 ・「匠の技プロジェクト事業」の実施 ・「ものづくり新弟子受入事業」の実施 ・他都市技能職団体との意見交換 					
補助金交付 による効果	「ものづくり体験講座」「ものづくり新弟子受入事業」など、後継者不足に悩む現場と若年層をつなぐことにより、後継者の発掘に大いに貢献している。 また、加盟団体が業種の違いを超えて協力することにより、個々の職種団体では実施困難な事業を可能にし、福岡市の産業及び地域社会の発展に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。